

### 第31回接続委員会 議事概要

日時 平成26年3月26日(水) 16:00~18:00  
場所 総務省10階 共用10階会議室  
参加者 接続委員会 相田主査、酒井主査代理、関口委員、  
藤原委員、森川委員、山下委員  
事務局 安藤電気通信事業部長、吉田事業政策課長、  
(総務省) 竹村料金サービス課長、片桐料金サービス課企画官  
大澤料金サービス課課長補佐、  
清重料金サービス課課長補佐

#### 【議事要旨】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等)
  - 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
  - その結果、報告書(案)を一部修正の上、電気通信事業部会に報告することとなった。
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)
  - 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
  - その結果、報告書(案)を一部修正の上、電気通信事業部会に報告することとなった。
- ③ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成26年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)
  - 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
  - その結果、報告書(案)のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

④ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成26年度の接続料等の改定）

- 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等）について（電気通信事業部会への報告書（案））

酒井主査代理：考え方8において、「接続料を据え置き、当該機能を利用する事業者の負担を軽減することとすれば、機能を利用しない他の事業者に負担が転嫁されることとなる」とあるが、機能を利用しない他の事業者に自動的に負担が転嫁される訳ではないのではないか。

事務局：考え方8の趣旨は、接続料原価を過不足なく回収する前提では、ある事業者の負担を軽減しようとする、軽減された分を他の事業者が負担することになるということであったが、御指摘のとおり、自動的に他の機能を利用する事業者に負担が転嫁される訳ではないため、適切な表現に修正したい。

山下委員：復興特別法人税の課税期間が一年前倒して終了する前提で接続料が再算定された場合の影響額はどの程度か。

事務局：まだ精査が必要な段階ではあるが、NTT東西によると、例えば、平成26年度のドライカップ接続料では、NTT東日本で1,336円から8円程度減少し、NTT西日本では、1,375円から6円程度減少する見込と聞いている。

山下委員：復興特別法人税の課税期間を一年前倒して終了する前提で接続料が算定されていれば、激変緩和措置を講ずる必要がない機能もあったのではないか。その場合、翌年度以降に当該差分を調整する必要があるのではないか。

事務局：接続料の再算定の際には、復興特別法人税が含まれている利益対応税のみを再算定するのではなく、激変緩和措置の額も合わせて再算定することとなるため、御指摘の点は再算定の過程において織り込まれることとなる。

関口委員：街頭公衆電話が平時にはほとんど利用されず、災害時に需要が高まるといった実態も勘案すると、特設公衆電話の事前設置の取組は災害対応の観

点から望ましいものであると言えるのではないか。また、費用の負担方法については、第一種公衆電話をユニバーサルサービス基金で補填し、特設公衆電話について全事業者の合意を踏まえて接続料で負担するという今回の整理は、現時点での一つの合理的な解であるものと理解している。

相田主査：本件については、資料1の報告書（案）を一部修正の上、3月31日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

相田主査：「平成27年度以降の接続料水準について、接続事業者の予見可能性を担保するための情報開示が必要」との意見10について、当該意見とそれに対する考え方がかみ合っていないように感じるため、意見に正面から回答するように考え方を修正すべきではないか。

事務局：当該意見は、メタル回線に係る接続料と加入光ファイバ接続料との間で追加的に激変緩和措置を講じる場合には情報開示が必要との趣旨と理解しているが、考え方6のとおり、追加的な激変緩和措置を講じることは適当ではないため、その旨を考え方に記載していた。御指摘を踏まえ、適切な表現に修正したい。

関口委員：激変緩和措置の妥当性について、少なくとも激減緩和措置の規模が配賦見直しの影響額の範囲内であるか否かを確認する必要があるが、妥当性が認められる範囲には幅があると考えており、本件申請での措置もその範囲内であり、妥当なものとする。

相田主査：本件については、資料2の報告書（案）を一部修正の上、3月31日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

③ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成26年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

相田主査：平成26年度のIGS接続機能における1通信ごと・1秒ごとの接続料は、平成25年度と比較して減少しているのか。

事務局：申請概要 15 ページのとおり、I G S 接続機能に係る接続料は、N T T 東西とも前年度から 17%程度の値下がりとなっている。

相田主査：収容局接続機能を利用している事業者は存在するのか。

事務局：存在していない。N G N の 4 機能のうち、接続事業者が利用している機能は I G S 接続機能のみであり、N T T 東日本で 29 の接続事業者、N T T 西日本で 30 の接続事業者が存在している。

相田主査：平成 26 年度接続料は、N T T 東西間でしか利用されていない中継局接続機能も含め、接続事業者の利用がない機能については、微増あるいは横ばいとなっているものの、接続事業者が利用している機能（I G S 接続機能）については、接続料が大幅に低廉化しているという理解で良いか。

事務局：御理解のとおり。

酒井主査代理：需要予測において、ひかり電話の純増数見込みがフレッツ光の純増数見込みよりも多くなっているが、これは既存のフレッツ光の契約者がひかり電話を契約することを想定しているためか。

事務局：御理解のとおり。

相田主査：本件については、資料 3 の報告書（案）のとおり、3 月 31 日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

④ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成 26 年度の接続料等の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

相田主査：本件については、資料 4 の報告書（案）のとおり 3 月 31 日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

以上